

いきいき県民カレッジ「成果活用促進」【Q&A】

Q1 「いきいき県民カレッジ」とは何ですか？

A. いきいき県民カレッジは、知事を学長として生涯学習社会の実現に向けて「いつでも、どこでも、自分の希望するものを学びたい」という県民の要望に応えることを目的に実施しています。県・市町村・大学・専門学校・NPO等の民間機関等、さまざまな機関の講座が登録されています。

Q2 従来の「いきいき県民カレッジ」と「成果活用促進」の違いは何ですか？

A. これまでのいきいき県民カレッジは学習機会を提供することで「学びの促進」を支援してきました。成果活用促進では、その学びを生かした活動を促進することを狙い、新たに設けられました。県では持続可能な未来を実現する循環型生涯学習社会を目指し、学びの促進とともに、「学習成果を生かした社会参加・参画の促進」に取り組んでいます。自分が学んだ成果を自己の成長に生かすとともに、他へも広げるきっかけの一つになることを期待して行っております。

Q3 学習成果活用型の活動を行う機会は地域の様々な場面が考えられると思いますが、学校や公民館に限定されているのはなぜですか？

A. この事業は平成29年度から取り組んでいます。まずは学校や公民館で行われる活動を対象に実施し、問題点や改善点の検証を行いながら、対象範囲の拡大を今後検討していきたいと考えています。

Q4 この取組に参加することは学校や公民館にとって、どんなメリットがありますか？

A. 活動に参加してくださる方のモチベーションが上がり、活動の活性化や参加者の増加に繋がると考えています。また、スタンプの押印や奨励証の申請などを通じて、実施機関の担当者と参加者のコミュニケーションの増進、学校の教育活動や公民館事業の活性化などへ繋がることを期待しています。

Q5 学校や公民館での成果活用型の活動とは具体的にどのようなものがありますか？

A. 実施要項に記載されたような活動が対象ですが、他にも以下のような活動が考えられます。

【例】・地域の方が指導者となっている学校でのクラブ活動

- ・地域の方が運営スタッフとなっている公民館が行う木工教室やスポーツ教室、
家庭教育支援講座等

不明な点はいきいき県民カレッジ本部（県立生涯学習推進センター）にお問い合わせください。

Q6 活動を認定するスタンプ(シール)は、いつ、誰が、どのように押せばよいですか？

A. その日の活動終了後に押印してください。押印者は実施機関の担当者をお願いします。学校であれば地域連携コーディネーターや地域連携担当教員、公民館であればその行事の担当職員になると思いますが、それぞれの機関で決めていただいて構いません。また、シールは手帳を忘れた方に渡すのにご使用ください。基本はスタンプの押印をお願いいたします。押印を通じて、実施機関担当者と参加者のコミュニケーションづくりにも繋がってほしいと考えています。

Q7 活動に参加した方全員に手帳の配付とスタンプの押印を行うのですか？

A. いいえ。手帳を持つことを強制するものではありません。希望される方のみが対象です。しかし、参加される方が手帳を持つことで活動へのモチベーションが高められたり、活動の振り返りなどができればと思いますので、参加への働きかけを是非ともお願いいたします。

Q8 地域住民にどのように周知すればよいですか？

A. 対象となる既存の活動の中で該当するものがあれば、それに参加されている方に声をかけていただいたり、学校だよりや学校運営協議会等でも周知したりしていただければと思います。ただし、今後は対象となる活動の拡大もありえますので、改めて地域住民への周知も大切になっていくと思います。

Q9 これまで「いきいき県民カレッジ」の登録講座で学んだことはありませんが、活用手帳を持つ事はできますか？

A. はい。持つ事ができます。「いきいき県民カレッジ」の講座で学んだ成果を生かした活動はもちろんですが、これまでのキャリアで身に付けられたスキルを生かして何らかの活動に参加された場合も単位認定の対象となります。

Q10 これまでの「いきいき県民カレッジ」の手帳との違いや関係について教えてください。

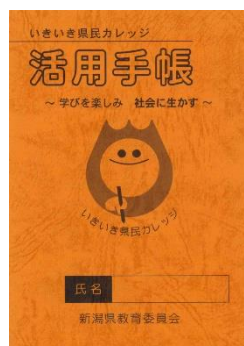
A. 従来のいきいき県民カレッジでは、グリーン色（No.1）とアイボリー色（No.2）の「受講手帳」を使って講座等に参加をした際の「学び」を単位認定しています。それに対して、「活用手帳」は別のオレンジ色の手帳になります。これは、学んだことの「成果を活用」した活動を記録するためのものです。したがって、受講手帳と活用手帳では単位認定の対象が全く別なものと考えてください。奨励証の名称も新たに設けられております。

Q11 活用手帳に押印するスタンプ（又はシール）は、これまであった受講手帳に押印していたスタンプ（又はシール）と違うのですか？

A. いいえ、共通のものが使用できます。既に県民カレッジのスタンプをお持ちの機関はそのスタンプをお使いください。新たに参加される機関やスタンプをお持ちでない機関にはお送りしますので、いきいき県民カレッジ本部にお問い合わせください。



いきいき県民カレッジ
スタンプ印影



活用手帳



受講手帳

Q12 個人の学びを「成果活用型」の活動に発展させるために、市町村でどのような講座を実施するとよいか教えてください。

A. 今後は市町村の講座等で学ばれた方が、その知識や技能を発揮できるような場を設けられるようにご配慮いただくと、循環型生涯学習社会になっていくきっかけになると考えています。

【例】「ふるさと歴史講座」を開講 → 受講された方が、歴史ボランティアガイドに登録することで活躍できる場を用意しておく、など。

Q13 「成果活用型」の活動に参加できる年齢層に制限はありますか。

A. 年齢制限はありません。例えば、中学生や高校生が土曜学習等で小学生に勉強を教える活動なども対象となります。地域活性化にもつながるかと思しますので是非ご検討ください。

Q14 活用手帳の記録に基づいて奨励証を申請する際はどうすればよいのですか？

A. 奨励証の申請は、これまでの「いきいき県民カレッジ」の奨励証と同様、直接本人が申請するか、実施機関を通じて申請してください。申請方法は、スタンプが貯まった活用手帳を持参もしくは郵送にて「いきいき県民カレッジ本部」までお送りいただくことになります。

Q15 例えば1時間30分前後の活動の場合の単位数はどうなりますか？

A. 基本的には1時間の活動で1単位（スタンプ1つ）の認定となります。ただし、30分を超えている部分は切り上げて構いません。また、複数回の活動の場合は合計で計算してください。

【例】1時間30分の活動が1日だけ ⇒ 切り上げて2単位とする。

【例】1時間30分の活動が3日間 ⇒ 合計4時間30分なので、切り上げて5単位とする。

Q16 活動だけでなく、その前後の打合せも認定の対象になりますか？

A. 活動時間が認定対象となります。打合せや反省会は認定対象となりません。

Q17 活用手帳が不足したらどうすればよいですか？

A. いきいき県民カレッジ本部からお送りしますので、お問い合わせください。